

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年6月16日（火） 10:00～12:27

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】（26名）

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】（0名）

【出席者】 小沢市長、及川副議長、新田副市長、千葉総務企画部長

佐藤健康こども部長、菅野健康増進課長、伊藤健康増進課保健師長、
千田財務部長、浦川協働まちづくり部長、小野寺市民環境部長、菊地商工観光部長、
鈴木農林部長、佐賀福祉部長、千葉教育部長、朝日田医療局経営管理部長、
二階堂政策企画課長、羽藤財政課長、千田健康増進課課長補佐、
高橋健康増進課課長補佐
瀨川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

~~~~~

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

### (1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症の対応状況について  
奥州金ヶ崎発熱外来診療所の状況について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

~~~~~

【概 要】

1 開会（略）

2 挨拶

（小野寺議長） おはようございます。先日市長はじめ当局の皆さんには、コロナ関連の対応に大変ご苦労様でございます。今日も本議会でもいろいろ話題になったコロナ対策でございますが、2件これに関連した説明事項があります。よろしくご協議いただきしたいと思います。それでは市長からご挨拶をお願いします。

（小沢市長） 改めて皆さんおはようございます。今日は、全協で新型コロナの感染症の支援対策の状況等についてと、それから発熱外来の件ということでありまして、発熱外来の件は土曜日に第1回の運営会議を開いた状況などについて、すでに地元紙に掲載しているところですが、それ以上のことはなかなか何人来てどうだったというような話は、すべて県がコント

ロールして発表するという事なので、もちろんご説明は申し上げますが、もしかすると、質問に真っ直ぐ答えられないところもあるかと思いますが、何卒ご容赦をいただければというふうに思います。

話は少し違いますが11日から小山、南都田、そして昨日は水沢、本日は南地区というふうな形で、財政問題の説明会とあわせて、地域懇談会を開催しております。コロナの影響もあって、区長さんとか町内会長さんにはご案内はしてはりましたが、ありがたく義理掛けしていただいている方もいるわけですが、もう少し来て欲しいなと思いつつも、あまり無理に動員をかけるってということにもならないのかなというふうなことで、今日4回目ということでありませう。

7月28日まで開催するという事で、議員さんも、ご出席していただいてその状況等については、お聞き取りをいただいているということでありませうけれども、いずれ場面を見て、状況等について議会の方にも、お知らせをするという形を作りたいなと思っております。

全部終わってからのがいいのか、途中がいいのかちょっと検討しますが、いずれ28日、終わった直後ぐらいを一つのめどとして、お話をさせていただきたいというふうに考えておりますし、あと今日の全協とはまた違うんですけど、23日また全協開かせていただくわけでありませうけれども、その時には、例年8月に行っている岩手県への統一要望の骨子がまとまりましたので、議会の皆さんにその骨子をご説明しようと思っております。

その説明の後約1週間、7月のちょっと頭までの時間を取って、これも足して欲しいとか、この表現を気になるということがあれば、改めて、ご意見をちょうだいできればと。今なぜこの話をしたかって原稿もないままで話しても意味ない話かもしれませうけれども、毎回いろいろご注文いただいている、ご提言いただいている会派もありますんで、うちの会派で去年何やったかなみたいなことは、お調べいただくにはちょうどいい時間かなと思ってお話させていただいた次第であります。

少し長くしゃべってしまいましたがお今日は、この2件、コロナと発熱外来の件ご説明し、ご意見を頂戴いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 協議

(1) 説明事項

(小野寺議長) 協議に入る前に、今日、藤田慶則委員から欠席の届け出がございますし、今野裕文議員から遅参の届け出がございます。それでは早速協議に入らせていただきます。(1)の説明事項、の新型コロナウイルス感染症の対応状況についてと、の奥州金ヶ崎発熱外来診療所の状況について、一括して説明をいただきたいと思います。当局からお願ひいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤部長) おはようございます。それでは、健康こども部ですが新型コロナウイルス感染症対策のうち、対応状況ということで、5月21日の全員協議会以降の部分。5月27日と、6月11日に対策本部を開催しておりますので、その状況について説明したいと思います。健康増進課長から説明させます。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 健康増進課の菅野でございます。それでは新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてご説明申し上げます。最初に1の経過報告であります。前回、5月21日に開催しました全員協議会以降についてのご報告になります。対策本部会議につきましては5月27日に第14回の本部会議を、それから6月11日に第15回の本部会議を開催しております。

要望事項等につきましては、3件受けてございます。1件目が日本労働組合総連合会胆江地域協議会から、2件目が社会民主党奥州支部から3件目が、岩手県タクシー協会胆江支部ほか4団体の連名により、それぞれ要望書を受けてございます。

また、発熱外来診療所の診療が6月4日からスタートいたしまして、本日午後の診療が予定されておりますが、4回目の診療となります。以上が経過報告になります。

次に、2の対策本部会議の開催状況であります。最初に、5月27日開催の第14回本部会議に

ついてご報告いたします。主な本部会議においての決定事項等については、次の通りでございます。記載の通りでございますので割愛させていただきたいと思っております。

続いて、6月11日開催の第15回本部会議についてご報告いたします。主な決定事項等につきましては、次の通りでございます。記載の通りでございますのでこちらも割愛させていただきます。

次に、3のイベント等の対応方針の改定についてであります。改定前の方針につきましては、全国に発令されておりました緊急事態宣言が、5月14日に岩手県を含む39の県で解除されたことに伴いまして、5月18日に改定したものでございます。改定した箇所につきましては、2の開催にあたっての留意事項についてであります。大きく2点の改定がございます。1点目は、(3)の屋内での開催は、参加者数の目安を次の通りとする、であります。改定前が、屋内での開催は、参加者数が100人以下かつ、収容人数の半数以下に制限していたものを、緊急事態宣言の解除を受けまして、期間を4段階に分けて、時期、時期に応じて、参加者数の目安を段階的に緩和し、徐々に人数規模を広げた形に変更したものであります。

2点目は、(4)の屋外での開催要件でございます。改訂前が屋外での開催は、参加者数が200人以下を目安とし、参加者同士の距離を十分に確保することとしておったものでございますが、屋内のイベントの開催の目安と同様に、期間を4段階に分けて、参加者数の目安、規模を徐々に広げた形に変更したものでございます。屋内、屋外とも、段階的に参加者数の目安を広げておりますが、この段階的基準につきましては、国、県が示したイベントの方針に合わせて同じ形に改定したものであります。この方針は、6月11日から適用し、県内での感染者の発生などにより、必要に応じて見直しをするものでございます。

続きまして、市長メッセージであります。これまで、市長メッセージにつきましては、国、県の感染対策の基本的対処方針の見直しや、ゴールデンウィークなど、連休などのタイミングで市民へのメッセージを発信してきたところでございます。今回の市長メッセージは、全都道府県に発令されておりました緊急事態宣言が解除されたことにより、行動の自粛や制限が段階的に緩和され、少しずつかつての日常を取り戻し、県内の観光流動の促進や、社会経済活動の回復に向けた取組みを進めるなど、感染対策と社会経済活動の両立に取り組むことをメッセージで発信したものでございます。メッセージの内容につきましては、ご覧の通りでございます。

5の今後のスケジュールでございます。次回、第16回の対策本部会議につきましては、国、県の感染症対策の基本的対処方針の変更など、動きに変更等がございましたら、その動きに合わせて開催するものとしております。以上でございます。

(佐賀福祉部長) それでは私の方からは、資料4ページ以降の生活支援部会の内容について、ご説明をさせていただきたいと思っております。生活支援部会からは、特別定額給付金の申請給付状況あと生活福祉資金、住居確保給付金の取扱状況の3点についてご説明させていただきたいと思っております。まず、最初に特別定額給付金でございます。申請の状況について、表の左側の方になりますけれども、記載の通り先週末の6月12日現在で、申請の合計が4万5,265件ということで、提出率の方は99.0%まで来てございます。今回、申請の部分で、オンライン申請の状況についても表の下になりますけれども、米印になりますけれども記載をさせていただきました。

オンライン申請826件のうち、重複など除いた要綱申請の数につきましては、767件で、有効率の割合は92.9%という状況でございます。申請受け付け当初、相当無効が出るのかなということで心配をしておったところですが、92、93%ぐらいの確率ということで、これは相当良い数字かなということで、若干ほっとしているところでございます。これは申請いただいた市民の皆さんがしっかりと内容で申請をしていただいたということと、あと担当の方で、一部不備の部分については電話等で粘り強く補完をしながら、行ってきたという経過もございまして、その辺が奏功した形で、いい数字になったのかなということで考えてございます。

次に、給付の状況です。表の右側3分の2に給付の状況について記載をしております。こちらの方は、6月19日、今週の金曜日の予定分を含めて、計11回の振込みを行い、給付者数につきましては合計11万1,717人。給付額が11億7,170万円ということで支給割合は、こちらも96.9%まで何とか処理を行ってきてございます。

この間、週に2回振込日を設定しながら、作業を進めてきたところでございますけども、最も申請が集中した時期も含めて、申請から2週間の給付は、何とか大方の市民の皆さんには届けられた状況かなということで、今考えてございますし、最後までうひと踏ん張りということで今担当の方頑張っている状況でございます。

表の下の方に米印で返戻郵便の処理状況についても今回記載をさせていただきました。申請書につきましては、約4万5,700件郵送してございますけども、そのうち、宛名に不在というようなことなどの理由で最終的に返戻された件数は、109件でございます。

その返戻のその後の取扱状況については下の矢印に記載してございますけども、役所内ということで長寿、包括支援センター、或いは税務課等に、照会をいたしまして判明した部分が50件ございます。こちらについては、判明した部分については再送付等を行って申請の方でなんとかこぎつけることで、今進めてございますし、一方で、残り59件については、まだ判明してございませんので、現在も関係機関等への照会、調査については継続中ということで進めているところでございます。

次に、生活福祉資金についてご説明をいたします。今日ご説明申し上げます2つの生活資金とその下にございます住居確保給付金については、従来ございました制度、或いは給付金という内容でございますけれども、今回、要件が緩和された、コロナの影響からその対象範囲、貸付要件等が緩和されたことで、特例貸付などとして今回申請が大きく増加をしている内容でございます。そういう意味も込めて、今回ご報告をさせていただくものでございます。

まず、社会福祉協議会が窓口で行ってございます生活福祉資金のうちの緊急小口資金でございます。この資金につきましては、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合に、10万円、特例の場合は20万円ですけれども、の貸し付けを行うもので、要件等が緩和をされました3月23日から6月14日までの間で、相談件数が220件、貸付件数が103件、貸付決定が100件ということで、これは前年の同時期、期間と比べても、丸々今回の決定件数が増加件数に匹敵するような増え方をしているという状況になってございます。同様に、下の総合支援資金につきましても、5月から6月14日までの間で貸付決定が最終的には6件ございました。この部分につきましても、前年度は年間を通じて2件という状況と比較しますと、今回の増え方が相当な部分だという部分がおわかりかというふうに思います。

なお、この総合支援資金の内容でございますけども、生活再建が必要な場合に、再建までの間は原則3か月ということになりますけども、単身の場合ですと毎月15万円。2人以上の世帯ですと、毎月20万円を貸し付けるものということで、主に生活の立て直しが必要な方が対象となります。この2つの資金の、運用といたしましては、まず、緊急小口で一時的な生活資金を補いまして、それでも足りない場合に総合支援資金を活用するといった流れになっているようでございます。

福祉のサイドといたしましては特に、総合支援資金への移行件数が相当増えてきている傾向がございますので、その辺の動向を注視しながら今後も、社協さんの方と連携をとりながら進めたいというふうに考えてございます。

最後になりますけども、住居確保給付金の取扱状況でございます。この給付金につきましては、生活困窮者自立支援事業の一つとして取り組んできたものということで、生活困窮者のうち、経済的に困窮をして住居を喪失又はその恐れのある方に対して、家賃相当分の住居費用を原則、これは3か月、最大9か月支給することで就職等に向けた支援期間を確保するという制度でございます。こちらの方も今回4月20日に法施行規則の一部改正が行われまして、コロナ影響の対象範囲の拡大、運用要件の緩和などが行われたことから、大幅に増加をしている状況でございます。

相談件数につきましては、4月から6月14日までの間で相談件数が34件、申請件数が11件、支給決定件数が9件となっております。こちらも前年度、年間を通じて2件ということですから大幅に増加をしてございます。こちらの給付金については5月の臨時会の際にも、増額ということで補正を通していただいた経過のある給付金でございますけども、今回の増え方の状況見ますと、改めて9月補正等でも対応をしなければならないのかなという状況で注視をし

ているという状況でございます。以上です。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) それでは、私の方からは、この5ページ横長の資料からご説明いたします。商工農林に係る、経営支援部会に係る、支援策の進捗状況でございます。件数多いものですから、いつままでの説明になることをご了承いただきたいと思います。まず融資でございます。奥州市の中小企業融資でございますが、備考欄見ていただくとおわかりの通り、4月28日から、制度、コロナ関連はスタートしておりまして、申請件数、決定件数が56件、融資実行額が約8億というふうになっております。6月15日現在の数字でございます。それからその次、小口融資制度でございます。これ、今朝の岩手日報にも掲載されておりました、6月15日スタートということでございまして、各制度つなぎ融資になります。3日以内に資金調達できるという小回りの利く制度でございまして、すでに制度がスタートしております。

それから雇用の部分、雇用調整事業補助ですけれども、国の助成金の企業負担分を助成するというスキームでございましたけれども、今般、国が10分の10助成するというふうに決定したものですから、この制度については、結果廃案ということになろうかと思えます。それから給付、4番でございます。休業協力対象外事業者支援給付金、これについては県が先頃、接待伴う飲食店等に協力金、給付したわけなんですけれども、その対象外の飲食店に、1店舗当たり10万円を独自で支給するというので、この制度も受け付けをスタートしております。

さらにその次5番でございます。宿泊事業維持臨時給付金でございます。これは市内宿泊事業者で50%以上減収があった事業者ということで、1.3万円掛ける収容人員と、いうことで給付をしているところでございます。これについても受け付けスタートいたしました。最大で130万円の交付になるということでございます。

それから家賃、6番でございます。上の段、家賃補助でございますけれども、内容については、家賃の半額を3か月助成する。これ、県の制度に市の独自制度を加えた制度でございます。6月5日から受付を開始しておりましてご覧の通りの申請件数になっております。その次が下段でございますけれども、償還金補助。これは同じ店舗を構える方でも、自己所有、ローンを払っていますよというお店に対しまして助成するという制度でございます。これも同じく6月5日から制度がスタートしております。

それから新規拡充7番でございます。事業改革臨時支援補助でございます。これは新たな事業進出しますよという企業に対して50万円まで補助するというところでございます。これも6月5日からスタートしております。

それから8番、感染症対策支援。これは、飲食業等が感染予防等のために改修工事を行った場合、30万円まで補助しますということで、これも受付をスタートしております。

次のページをご覧ください。その他という部分、9番でございますけれども、タクシー宅配事業支援補助でございます。宅配タクシー始めておりますけれども、1回当たり400円補助すると、これも独自の制度でございます。すでに、タクシー事業協同組合と補助金交付契約を締結しております。

続きまして10番の宿泊促進事業補助でございます。1人、1泊当たり1,000円を市内の宿泊業施設へ補助するというところでございます。

それから11番、書類作成支援事業でございます。これは国のいろいろ話題になっております雇用調整助成金、持続化給付金。なかなか複雑だという部分がございまして、書類作成に係る制度でございます。すでに5月から相談、事業を進めております。

12番でございますけれども、観光関連事業社緊急支援事業。これは観光物産協会に委託する内容でございまして、宿泊促進事業として、地場産品プレゼントしたり、飲食店の共通チケットを発行したりという事業が主になっておりましてこれもすでに契約締結をしているということでございます。

その下、農林部関係でございまして、1番、和牛肥育経営生産基盤支援事業でございます。和牛肥育農家の素牛導入に係る経費の補助ということで、1頭当たり9万円助成するというので、これも両JAと契約をすでに締結しているところでございます。

それから、一番下でございます。学校給食地場産牛肉利用拡大事業でございます。これは、市の牛肉を購入補助するということでございまして、6月19日に常盤小学校で第1回目を実施予定でございまして、年度内に各校で2回実施する予定でございまして、消費拡大を図る事業でございます。

続きまして7ページをご覧ください。これについては、コロナ関係でございますけれども、商工業のセーフティーネットに係る融資、それから信用保証の状況について。これは、6月10日現在ということになりますけれども、この状況をお知らせしている資料でございます。

まずその状況でございますけれども、信用保証の認定件数が6月12日現在で468件になっております。さらに実施実質無利子の制度融資の実行件数は、市中企って書いていますが、これは奥州市中小企業融資のことでございます。市の融資制度、これが56件、8億円。一方の件にも同様の融資制度がございまして、こちらの対応資金が123件、22.5億円というふうな形になっております。その下の表を見ますと、左が信用保証制度、右が融資制度の状況でございますが、4月辺りまであまり件数がなかったのが、5月で一気に増えているというのがおわかりになるかというふうに思います。

続きまして、2番の市中企、中小企業融資制度の利子補給額と保証料の補給額でございます。市の融資制度の利子補給額が、令和2年度の負担で1,100万円、今年度負担を考えると、総額では7,100万円ほどになっております。それから、保証料については2,600万円という形になっております。

資料を次のページを開いていただきまして、8ページでございます。農林漁業セーフティーネットに係る融資等の状況についてこれも6月12日現在ということでございます。正式な申込みが9件、6,080万円という数字になってございまして、うち貸付決定実行が3件の1,200万円ということでございまして、いずれも肥育農家の利用ということになっております。私の方からは以上になります。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) 教育委員会からは、小中学校における感染症の対策や対応について、学校及び保護者に通知している内容等について説明をいたします。資料については9ページから12ページまででございます。それでは、学校教育課の佐藤課長から説明をいたします。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 学校教育課の佐藤でございます。私からは、小中学校におけるコロナウイルス感染症対策につきまして、6月11日現在の状況についてお話をいたします。9ページにつきましては、これまでにご説明した部分となります。10ページをお願いいたします。6番の教育課程実施上の留意点につきましての部分でございます。9月末までに予定している修学旅行の旅行先について、岩手県、青森県、秋田県、宮城県、山形県のうち、車で2時間程度の範囲とすることといたしました。

今後10月以降に予定しております、修学旅行につきまして、実施2か月前を目安に、その時点での状況を踏まえて、改めて教育委員会から通知することとしております。

続きまして11ページでございます。11番の部活動について、部活動及び部活動を補完する活動は、奥州市における部活動のあり方に関する方針に従って活動できることといたしました。活動時間につきましては、部延長を含めて、夜8時を超えないこととしております。また、県南、中部、沿岸南部の3つの教育事務所管内の中学校との合同練習、練習試合を可としております。その際ですが、参加するチームの規模や集まる学校数等を考慮して、生徒数が多くならないように、各学校で配慮することといたしました。さらに、相手校、保護者とも共通理解を図って、感染症対策を確実に行うこととしております。

12番のプール開放につきましては、夏休み等におけます学校プールの開放は行わないこととしております。さらに12ページをお願いいたします。こちらは、5月27日の校長会議で情報提供したものととなります。一番のウィズコロナ対応につきましては、臨時休業の判断基準となりますので、これまでご説明していた通りです。

(2)番の臨時休業からの再開基準につきまして、概ねの目安として、この通りにならない場

合もございますが、まずはあと判断基準を示したものでございます。中部地域を含む県南部におきまして、新規感染者が2週間程度継続して発生しないことを学校再開の一応の基準として示したものでございます。

中段の表の中、学校再開をケース1からケース3までに分けてケースごとに示した想定でございますが、ケース1の場合は、臨時休業1日目から、あと新たな感染者が発生しない場合、2週間程度で状況に応じまして段階的に学校を再開することとしております。ケース2の場合ですと、休業期間は2週間から3週間程度、この場合は状況に応じて登校日の設定も検討検討することといたしました。学校再開のケース3場合ですと、休業期間を概ね1か月と見込んでおります。この場合は、状況に応じまして、登校日を週に2、3日程度設定することで、検討することとしております。

下段、2番のアフターコロナ対応につきましては、学校再開のケースが2の2または3の場合、学習機会を保障して、授業進度を回復させるために、対応策を具体的に検討することといたしました。

具体としましては(1)番、夏季休業及び冬季休業を短縮して授業日をふやす等の対応を考えております。(2)としまして休業日数をもとに、土曜日を一定程度、授業日とする対応を検討することとしております。(1)、(2)ともに現状では、今のところ必要ないものというふうに判断しております。

下段の部分です。2学期以降に様々な学校行事が延期になってございますので、今後の状況を踏まえて、運動会、体育祭、修学旅行学習発表会、文化祭等々、大規模イベントに関わる国及び県の指針に基づきながら、今後判断していく予定でございます。以上です。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長

(佐藤健康こども部長) それでは次に、の奥州金ヶ崎発熱外来診療所の状況について説明します。

診療状況についてですが、6月4日に初めて診療してから本日で4回、4日目となります。PCR検査につきましては、当初、鼻の奥に綿棒を突っ込んでやる、検査をしようとしてましたが、6月2日に、厚生労働省で唾液による検査が大丈夫だということで、感染リスクを抑えるためにもお医者さん方と協議した結果、唾液による検査、検体採取がいいということで、唾液による検体採取を取り入れて、民間の検査機関に委託してございます。この検査結果については翌日の夕方には判明してございます。

2番の運営委員会の設置についてです。診療所の適正な管理運営を図ることを目的にということで運営委員会を設置いたしました。委員の構成ですがこの立ち上げにご協力いただきました4機関、5人で委員を構成してございます。互選の結果、会長には市長が、副会長には金ヶ崎町長さんになってございます。

委員会につきましては、6月13日土曜日、7時から行ってございます。その際の協議内容ですが、診療日の確認をしてございます。火曜日、木曜日が診療日ですが、祝日の場合どうするかということで、この部分については休診とするということにしてございます。お盆、8月13日木曜日なんです、ここは開診するというようにしてございます。年末年始の診療についてなんです、今後、国内や県内の多くの感染者の状況やインフルエンザの流行状況によって、その辺り、また判断したいということにしてございます。あと、診療日の増減要件ということで、今週2日にしてございますが、これを3日にするなり、1日にするとかっていった部分につきましては、県内の感染状況によりまして、県の指導を得ながら、医師会等の関係機関と協議しながら決定していきたいということにしてございます。あと、休診の判断ですが、一応完全予約制としてございまして、当日のお昼までに、予約者がいない場合は、医療従事者の参集はしないこととしてございます。以上で説明を終わります。

(小野寺議長) ただいま説明ありました説明事項の、につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。経済支援の部分に関してお聞きしますけども、資料で言いますと5ページになりますが、給付と家賃補助に関わる部分で、今現状ホームページに掲載になっ

ているのか確認しているんですけども、それ以外にこういった手段で周知なさっているのかと
いうところを確認したいですし、それからこの支援の内容によって、提出を求められている書
類の内容は、ちょっとバラバラ、バラバラといいますが、そもそも性質が違うものかもしれま
せんけども、登記簿といいますが、事業の届け、登記簿謄本を必要とするものがあつたりそ
うじゃなかったり、そのものに関して開業している事実を、ある補助金では、確定申告に使用し
たものでも結構ですよって言うものがあるんですけども、その他の支援ではあくまでも
登記簿謄本というふうに表記なさっているものがありまして、その辺の違いがもし、何か理由
があるのでしたらば、詳しく教えていただきたいと思えます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) まず、家賃補助と給付金の周知の方法でございますが、インターネットで
載せている部分もございますし、あとは、商工会議所、商工会の方、それから観光物産協会
の方にも書類等を置かせていただいて、ご周知の方お願いしているところでござい
ます。

商工会議所と商工会の方には、持続化給付金の関係とか、雇用継続の部分の国の支給金の相
談なんかありますので、その際に合わせてやっていただいていますし、逆に私たちの方でも、
家賃補助でこられたお客様に対して、持続化給付金は出されたのかどうか、今後はこのよ
うな支援がありますからこれも出したらどうかというお話はさせていただいているところ
でございます。

それから、書類の内容でございますが、通常の5割以上減収といった場合には持続化給付金
で証明されているわけですので、その持続化給付金の中で出された書類等をお伺いして、それ
で大丈夫という形でもものについてはできる限り認める形で対応させていただいているところ
でございます。以上です。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) 登記簿謄本に関してはどうでしたかねというところですけども、あと、周知に
してはまず、今現状わかりましたが、ホームページの方に、それぞれの案内のチラシがPDF
が掲載されているんですけども、そのチラシが、例えば各窓口に置かれているというところ
でよかったのかを確認します。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 登記簿謄本の関係でございますが、これはうちの方の家賃補助の中で、
ローン補助の部分がございます。そのローン補助については、当然その人の契約であるかどう
かという証明とか、それからローンでありますと、ご自宅と店舗が併用で入っている部分につ
きましては、平面図等を出していただいて、大体面積が100あるうち3割が自分の分の店舗の部
分ですよというところについては確認させていただいているところでござい
ます。それから、その名義の部分が必要であれば、謄本って話が出ているのかもしれませんがちょっとそこは確
認していません。謄本までというところは確認していませんが基本的には、建物の面積とそれ
から誰がそのローンを組んでいるのかというところで、お話をさせていただいている部分だ
と思えます。あと、あるとすれば持分登記をされている場合に、そういった話が出てくるという
部分がございますので、そういった部分での確認がある場合には、させていただいているとい
うところでござい
ます。

それから、案内チラシでございますが、チラシの中で、私たちも使っているのが、実は飲食
店業さんの中で、こういった支援があるのかっていう区分、それから宿泊業だったらどうい
った支援があるのかっていう区分の一覧を、一応作ってますんで、私たち市だけのことじゃなく
て、国の制度、県の制度もあります。今回、新たにまだ詳細は来てないんですけども、国の方
でも、家賃補助の方が出てきて6か月という長い期間のものがありますし、それから県の制度
でも、宿泊業に対して100万円ですか、それから感染症対策に対して10万円定額、または宿泊
業のところには200万円のお金を出すというようなものも出ていますので、そういったものも
確実にその中身を確認した上で、再度出すような形で周知を図っていきたいというふうに考
えているところでござい
ます。

(小野寺議長) 高橋晋議員。

(高橋晋議員) 4番、高橋です。今部長からお話もありました家賃補助に関してですが、国の補助が始まりましたら、市との関係はどのようにしていくのか、並行して申請できるのか教えていただければと思います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 国の申請方法がちょっとまたわかりません。正直言ったらどんな形になるのか。ただ、市の方で受け付けをしてくださってという話は来ていませんので、もしかすると持続化給付金のようなネット申請になるのかなという形になれば、私の方では、そちらに出したものがどうかということとはわからないような状況になるかと思えます。

ただ、一つ今国の方からお話があるのは、国の方でもそういった助成の説明とか、お手伝いしたいという部分があるようなので、そういった説明できる場所を教えてくださいという話もありますので、そういったところを見ながら、申請の手続のお手伝いをさせていただければというような形では考えているところでございます。

(小野寺議長) 7番、千葉康弘議員。

(千葉康弘議員) はい、7番千葉康弘です。大きく3点お尋ねいたします。1点目が、4ページなんですけれども、住宅確保給付金。こちらなんですけど、この条件っていうのはハローワークで求職っていうのが一番の条件なのかっていうのが一つあります。その中で、例えばアルバイトとかパートをしている場合。学生の方で、自分で学費も生活費も自分で稼いでいますよという方も該当になるのか、あと、自営の方でも収入減っていうのはあるかと思えますが、そういう方は、該当になるのかっていうことをお尋ねしたいと思えます。

あと次に、生活保護の相談件数と申請は、今どういうふうに、このくらい多くなっているのか、大ざっぱでいいんですけどその情報を教えていただければと思います。あと最後なんですけれども、発熱外来、診療状況ということで始めていただいていますけれども、この民間検査委託ということですが、これは県内とか東京とか機関があるかと思えますが、話せるんでしたらその辺、教えていただければと。

またあと、県の方では、県の施設で今まで検査していますけれども、判定するまでの時間的な違いはあるのかどうかについてお尋ねしたいと思えます。以上になります。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方から最初の住居給付金の関係と生活保護の相談の状況等についての部分にご答弁をさせていただきたいと思えます。まず住居確保給付金の要件等の中身でございますけれども、今回、先ほど一部説明もさせていただきましたが、4月20日に従来のものでいう要件から拡大、或いは緩和されたということで、従来であればその要件等に休職等により収入が減って離職というような条件、或いはハローワークさんの方に求職をしている状況とか、いろいろ当初の条件があったんですけども、今回、その部分が相当緩和をされてございますので、ある程度生活困窮者自立支援という部分の趣旨の内容に沿う形の方であれば、その辺、給付対象の方になってもいいのかなという感じではおりますけれども、その辺の詳しい部分の内容につきましては、窓口をお願いしてございまして、先ほど安心応援室さんの方で十分に配慮しながら対応していただいているものというふうにご覧いただけます。

それと、生活保護の部分の相談の状況でございますけれども、実際に相談件数、新規の相談件数ということで4月につきましては47件ございまして、そのうち、コロナの影響と考えられる申請、相談については6件ほどあったということでございまして、5月については同様に29件のうち、コロナ関連と考えられるものが2件ということで、一応相談件数については若干増加傾向にあるというふうに見てございます。

ただ、先ほどの資金の関係等で、最初、一時的な資金確保をして、その間で自立に向けて頑張っていた中で、どうしてもなかなかその期間中では間に合わなかったという場合について、生活保護に回ってくるというような流れがあるというふうにご覧いただけますので、先ほどの総合支援資金の決定の状況であるとか、住居確保給付金の決定の状況であるとか、その辺については十分に注視しながら、関係機関、特に社会福祉協議会さんなどになりますけれども、そちらと連携をしながら対応して参りたいというふうにご覧いただけます。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) それでは私の方からは、発熱外来の検査についてお答えいたします。民間の検査機関に委託しておりますけれども、今岩手県では一関市と宮古市、奥州市が発熱外来を行っておりますが、そこはどこも、県内同じ検査機関に委託してあります。そして、検体の方は東京の方に送っているということですが、先日は3時半には結果が戻って参りました。

それから環境保健研究センターの方では、結果が出るまでに80時間ぐらいというふうにはお聞きしております。以上です。

(小野寺議長) 他にございますか。13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 6月11日に、市長のメッセージ及びイベントの対応方針が出されたんですけども、これについてお伺いします。イベントの対応方針については、一覧がありまして、8月1日からは上限なしと、制限なしでできるというふうになっております。その上で2つ、具体的にお伺いします。1つは、総合防災訓練が中止の通知が8月30日行う予定でしたが、中止が出ました。この理由について、どのようになっているのか。文書も各行政区書で宛に11日付で発送されています。その理由はここには、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況に鑑み中止だと、こういう理由があるだけです。

8月1日から、基本的には従来の生活なりイベントを行っていいとなっています。ところが、理由も明らかにせず、こういう重大な問題が、中止にするっていうのは、いかがなものかと。理由は少なくとも説明すべきだと。というのは、これははっきりしてしまして間もなく台風とか水害とか来るのは明らかなのですよ。次の議会と言ったって9月ぐらいで、その間にいろんなこと起きる可能性があるんで、この問題は前例になるわけですよ。だからその理由ははっきりさせないといけないんです。これ結構重要な問題で、確かに早めに出さないと、中止した方がいい、消防とか管轄の様々なところに影響を及ぼすので、早く出したいという気持ちはわかります。わかりますけれども、原則は従来通り行くと、8月1日から。同時にそれはコロナの対策も考えながら、3密を避けながら、距離を取ってとかいう条件つきです。ですからやるのが前提なんですよ。ところが、やらないことぽと出されても、これおかしいと思うので、少なくともこんな理由じゃなくて、公式にできない理由を明らかにすべき。というのは様々な前例になるんですよ。

それからもう1点。具体的には、戦没者慰霊祭。これは各行政区ごとに毎年行われて、8月20日前後にそれぞれの地域で行う予定でしたけど、中止になりました。確かに江刺は、従来、町内会ごとというか、岩谷堂は岩谷堂だけというのは一括して市でやるんですけどもね。ただ、戦没者慰霊祭も、人数からそんな、集まる方は関係者多くない今は。ですから、例えば、江刺の場合、ささらホールを予約してあるんですが、700人入るんですよ、あそこはね。ソーシャルディスタンスでやったり、空席を開けてもできないことはないんです。人数から言うんですよ。だから、それが軒並み中止、これ、江刺の場合です。これは本当8月20日前後からやるはずだった中止になっていますね。この8月1日の解禁っていうんですか、全面的に上限なしという表現はどうなっているんでしょうか。これは2つだけに例に取りました。具体的なものは結構あるんですよ。なぜこれが中止するかっていうのが、理由もなく、中止になっているっていうことは、考えようによっては、やんない方が楽だっていう気もしないではないですけども、安全ですからね、やんない方がね。ただ、市長の方針もそうですけども、従来のやり方を踏襲し中止をしましょうと。こういうことのはずなんですよ。当然、防災訓練もそうですし、避難所の問題もそうですし、これから起こり得る様々な災害に対して、今の時期にやっておかないとできないことははっきりしているんですが、原則は、従来にプラスアルファのコロナ対策を加えるということなんですよ。ただ、簡単な中止だけで、通告一片の通知だけではまずいと思うんですよ。じゃあどうするんだと代わりはどうしようとかかね、対案がなければ、これはまずいと思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

(小野寺議長) 小野寺市民環境部長。

(小野寺市民環境部長) それでは、総合防災訓練の中止につきましてご説明申し上げたいと思います。まずこちらの方のイベントの対応方針の方にもあります通り、確かに参加者数につま

しては上限なしという形で表現がされておりますけれども、屋外での開催につきましては参加者同士の距離を十分に確保するという、こういった条件が示されておるところでございます。どうしても訓練等につきましてはこういった、間が空いている中では、訓練というのはなかなか難しいという状況もありまして、そういった関係団体等の声も含めまして、直前において、中止することはなかなか厳しいということで、この段階におきまして、今回に関しましては中止という判断をさせていただいたところでございます。ただし、各地区に組織しております自主防災組織ですとか、そういったところに関しまして、何らかのいろんな情報等こちらから提供いたしまして、こういった災害対策に努めていただきますように一応配慮していこうと考えておるところでございます。以上です。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方から戦没者慰霊祭の経過についてご説明したいと思えます。戦没者慰霊祭につきましては、この間各地域支部等で話し合いを持っていただきながら、最終的には全体の連合協議会のような形の話し合いの中で、市内統一という形で、中止の方に決定をいただいたという経過がございます。

基本的には、やはり集まれる追悼式に集まれる皆さんが、特に高齢者の方が多いということもございますし、あと屋内という部分でいえば3密の状況をなかなか避けることが難しいのではないかと、或いはその参加人数等で、少ない地域もあるんですけども、多い地域については200、300人を超えるような状況もあるというようないろんな、その辺、各地域ごとの状況も踏まえた中で、皆さんで話し合いをして了解をいただいて中止に至ったという経過でございます。ですので、こちらの方で一方的ということではなくて、支部の皆さんと相談をさせていただきながら進めてきたという状況については、ご理解いただければというふうに思います。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) 基本的に8月1日からは制限なしということですので、ですから、原則やるんだという意思がなければそれは誰もやらないですよ。市の方がやるんだということ的前提に、正し、3密を避けながらも従来通りのことをやりながらも注意しましょう。これが原則なんですよ。

ところが、やれば良いと言いませんけれども、原則は従来通りの生活に戻ることなんです。注意しながらですよ。ということは従来通り原則やるんですよ。やるんだけれども、どうしてもできない場合だけなんです。これから8月1日以降はね。だから、それを考えてまた防災訓練の方もこうですけども、私、これ大事だと思っています。特に、コロナ関係、これどこでやるかは別ですけども例えば、行政事務組合でコロナ対策の減圧テントを購入しましたし、想定してそういうことをやるんだっていうことをやっていますので、全く同じようにと言いませんけれども、工夫すればできることもあるのではないかと思います。もし、総合防災訓練やらなければ、当然、その自主防災訓練の方も順次同じようになっちゃう、やらないっていうふうになるのは、ほぼ推測できるんですよ。だから、やるっていう前提で、どうしてもできないんだったらその理由を明記すべきです。こんな理由じゃなくてですよ、新型コロナ感染症が収束しない状況を鑑みという一文だけだったら、これ東京のことですか、これは、どこのことを言っているかわからないことを理由にするべきじゃないですよ。明確に、例えば今言ったように、遺族会の人数がね、団体がまとめたという話じゃなく、市としては原則やる方針なのかどうかを聞いているわけであって、だから個別には色々ありすぎるんでね、それいちいち言うと、面倒くさい話だから言いませんけれども、原則としては従来通りの生活を注意しながらやるんだということを、市の立場としてはっきりさせない限りは、やはりそれは、やらないほうが良いとかね、或いは考えると難しいとかってなっちゃうので。それはやっぱりなかなか難しいんじゃないかと。

市長メッセージには、6月11日メッセージありますけど、これは非常に弱いと私は思っています。もうちょっとそれは、新しい生活というのは簡単ですけども、従来やっていることを注意しながらやるんだっていうことが、8月1日から原則なるんだということを言って欲しかったんですけど、残念ながら、そこまでは踏み込んでないのでこれから出すかもしれませんけれども、いずれそういう立場で個別の問題で言えばきりが無いんですけども、これ原則そういう

ふうにするべきだと思っんで、市長の見解をお伺いします。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 基本的に、及川議員がおっしゃりたいことというのは、コロナのせいにして本来継続してやっていかなければならないようなものを、面倒だからやめてしまえと、そういうふうな側面があるのではないですか、そうであってはならないですよってことをおっしゃりたいのだらうと思います。一方、防災訓練に関しては、やはり、いつ何どき起こるかかわかんないので、できれば備えあれば憂いなしの通り、極力やらないではなくやる方向で市は考えるべきではなからうかという、この2つの論点から成るご主張だというふうにお伺いをいたしました。

いずれご意見としては正しい部分というか、納得できるところもあります。ご判断をいただいた部分のところは、最終的に関係する方々の協議の中で出た結論を、市としては同意するっていうか、それをセカンドしていくというような形でありました。しかしながらそこには、及川議員おっしゃるところによれば、市としての意思が感じられないというのが大問題だということだというふうなご指摘でございますので、今のご意見も踏まえながら、決定した部分についてはその通りでありますけれども、変わるものがないか、或いはこの判断に市としての意向意思というふうなものをどう反映させるべきか、また、その開催の是非、或いは中止というふうな部分のところに関しての丁寧な説明が、より具体として表されるような配慮を、今後においては、しっかり検討していかねばならないというふうなご意見として受け取らせていただきました。

(小野寺議長) ここで午前11時15分まで休憩いたします。

再開いたします。2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川春樹です。2点ほど確認させていただきたいんですけども。コロナ対策の5ページの感染対策のところなんですけども、いわゆる、商工観光課担当しているパネル設置に関するところなんですけども、いわゆるこれ中小企業相手の事業だと思っんですけども、例えば、民間病院さんとか、歯医者さんとか、これはどういった形で対策しているのか。例えば厚労省なんか見ますと、はっきり明記しているところもなく、今後市として検討していくのか、それとも県とか国の方で進めていくのかっていう点と、もう一つは、飛沫防止のパネルなどを各店頭店舗さんとか設置しているんですけども、アクリル版のような厚いものだったり、薄いシート状のものあるんですけども、その薄いシートのものだとちょっと可燃性高いということで、火事っていうんですかね、そういった事例がちょっとこの頃、都市部で見られるようになってきたんですけども、そういったものに対して、例えばその注意喚起のようなことでこれからしていくのかっていうのをお聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 感染症対策の民間病院とか、歯医者さんへの対策という部分につきましては、市では、今のところ、現状ではやってないっていうところなんです。内科医っていうか、普通の診療所さんに関しては今回の臨時診療所が、結局、そういった部分の対応策ということでこちらで診察するというのが対応策なんですけれども、本来の民間病院や、歯医者さんへのいろいろな対策については、基本的には県や国の方で考える部分かなというふうにご検討させていただきます。

あと飛沫防止のパネルのアクリル板のパネルというよりも、ビニールの、火ですぐ燃え上がるという部分につきましては、今のところ何も対策の周知をしていませんので、今後、検討して、対策のことを考えていきたいと思っております。以上です。

(小野寺議長) 及川春樹議員。

(及川春樹議員) 及川です。パネル、病院関係は国、県ということなんですけども、いずれ事業所というか、そういった方々やはり早い情報っていうのが欲しいと思っますので、確認でき次第、周知の方努めていただければというふうに思っます。

シートに関しては、ちょっとその店舗さんによってまとまっていないところあるのかなと思っますので、できれば火の気が近い飲食店さんへ重点的に周知して下さった方がいいのかなと

思います。終わります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) シートの燃え上がる部分につきましては危険ですので、そういった部分で検討して参りたいと思いますし、あと、民間病院、歯医者さんの部分につきましても、情報が入り次第、ちゃんと周知して参りたいと思います。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男ですが、3点ほど伺いたします。先ほど2ページのイベント等の対応方針の改定ということで、これは市が主催または共催する場合の対応方針ということで出たわけですが、この方針を作って、これは各振興会の方に、あくまでこれ参考ということで周知、或いは対応するように協力要請をしているものかどうか、ちょっと伺いたしたいと思います。といいますのは、例えば振興会とか知事会等、かなりイベント、会ごとについては自粛されています。この基準を見ますと、おそらく振興会とか自治会の場合は、100人以下の部分になると思うんですけど。これで見ますと、例えばマスク等使用すれば、もう会合、イベントはいいよっていう理解をすればいいのか。ちょっとその判断が、ちょっとこう見つけにくかったのでもっとそこもお尋ねしたいと思います。

あわせて、8月1日以降は上限なしということですから、マスクさえ、或いは3密が確保できるのであれば、どうぞやってくださいと推奨するものではないと思いますが、通常の行事等はしていいよというふうに受け取っていいのかどうかの、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

2点目は6ページの観光関連事業緊急支援事業として500万円ですか。収穫促進、飲食店誘客促進、或いはタクシー観光支援事業ってというのが、これを観光物産協会の方に委託事業するという内容ですが、これを直接市民に関わる部分があるとすれば、内容についてちょっと教えていただきたいというふうに思います。

8ページの、農林漁業セーフティネット融資関係でございますが、ふるさと農協管内では9件で6,080万円ほどリストには載っているんですが、いわて江刺農協さんでは、特に、今回の肥育農家についてはあまり支障がなかったのか、それほど打撃がなかったのか、ここをどういうふうにとめればいいのか、一つ情報をいただければというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) イベントの対応方針でございますが、(3)、(4)が大きく取り上げられているようですが、これについては(1)と(2)がきちんと対応できなければ無理ですよって意味でもございます。というのは、3密の回避、大声での発声とか、マスクの着用で、(2)には、感染が発生した場合に参加者確実に連絡が取れる、可能な限り参加者名簿を作成するという部分がありますので、不特定多数の方のイベントについては、ちょっと難しいという話になると思います。ということで考えていただきたいなと思います。あと、振興会の部分については協働まちづくり部長からお願いします。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) はい。1点目の振興会の周知の件でございましたが、イベントの対応方針出る都度、主に地区センターの利用等にも関わってきますので、振興会の方には通知を出しておりました。健康こども部長の言った通り、そういった前提であれば、基本的にはできるということにはなるのですが、基本的に今、(1)、(2)、健康こども部長お話をしましたんで、(3)、(4)の部分では、屋内では収容人数の50%以内ってというのがちょっと引っかかっている部分かなと思いますし、それから、4番では先ほど市民環境部長が申しました。十分に2メートルの間隔取ってという部分、結構これハードル高くて、それによって行事がちょっとどうかなっていう部分もありましたんで、その辺の判断についてはそれぞれにお任せをしているということでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 観光関連事業者緊急支援事業の主な中身でございます。市民に関わる部分といたしましては、例えば、日帰り入浴利用の促進事業ということで、日帰り温泉市内にござ

いますが、そういった日帰り温泉の入浴用の助成券を載せるという、月刊誌の方に、観光市の方に載せて利用促進を図っていくというような活動。それから、地元の温泉とかに泊まるうということで、市内の温泉施設に宿泊した方に対して、特産品が当たるような抽選会を行うようなキャンペーンを張ろうというようなこと。それから、飲食店の支援といたしましては、ある程度8月中に使えるチケットを2,000円で販売し、3,000円分の売りを活用付けるというような形で、利用客をふやすような活動をするというようなことを今、考えているということでございます。以上です。

(小野寺議長) 鈴木農林部長。

(鈴木農林部長) それでは私の方から江刺農協の関係で、こちらの方に影響がなかったのかって話だったんですけども、ここに江刺農協の外枠のところに相談1件っていうのがあるんですけども、確か4月時点だったと思うんですけども、花き農家さんから1件相談があったんですが、その後、相談はあったものの、正式な申し込みとか、融資がいくら必要かみたいな詳しいものが出てこなかったということで、その後、花きの方も価格が次第に戻ってきたということで、申し込みがないのかなというふうには今は感じてございます。牛の方ですが、江刺の方につきましては、どちらかというに一貫経営の方が多くて、肥育という形じゃなくて、子牛から、それから肥育するっていうの方が多い関係上、一貫系の場合は非常に効率が良く、途中の市場への部分の経費とかそういった部分がかかりませんので、借り入れがなされない状態で何とか経営できているのかなというふうには感じてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) イベントの方針の件ですが、これが振興会に流れているとすればこれに沿って、各自治会の方にも流れると思うんですが、極端な話を言えば、8月1日以降は、(1)、(2)の、特に(1)の対策を講じれば、従来の事業は大丈夫やっていますよと、各自治会の判断でよりも、それがどこでも対応するということがないと、何となく後ろ指さされるのでやだなという地元のご意見もあるものですから、その辺だけ後押ししていただければいいなと思いましたが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと観光関連ですが、今部長がお話いただいた日帰り温泉入浴券とか宿泊の場合、これはおそらく市民に限るということになると思うんですが、これは近々市民の方に周知なりされるのか、その点お伺いして終わります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) イベントの対応方針もなんですが、国も県も経済活動を徐々に戻していこうという動きにあります。新しい生活様式をきちんとやっつけようという部分もありますので、これがきちんとしていけるのであれば、やってもいいところですので、そういった部分については、丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 観光物産協会の方では、これからその周知等については、新聞とか雑誌等に載せることで周知を図っていくということで、8月1日以降の実施を目指して進めていくということを伺っているところでございます。

(小野寺議長) 17番、高橋政一議員。

(高橋政一議員) 3点お聞きします。まず10ページの6番の教育課程実施上の留意点の修学旅行の部分です。これは宿泊については、学校判断でいいということでもいいのかどうかということをお伺いしますし、それから12ページの1番の臨時休業の判断基準のレベル4の一番右側にありますスクールバス、三角の意味についてお願いをいたします。それから、感染が市内等に出るといふようになった場合に、学校のいわゆる密対策と申しますが、その部分について細かく、この間も聞く時間がなかったので、教室の配置だとか、特別教室でやる、例えば、理科と理科実験、音楽、合唱、それから調理実習だとか、様々近づいてやんなきゃならないっていう授業等があるわけですが、その部分について、どのように実施をしていくかということについて、検討をどこでどのようにされるのかという部分についてお聞きします。例えば、さらに今度は給食前のお手洗は、何とかやれるというようなお話もありましたが、トイレ掃除はどう

するかということも含めて、保護者が、多分感染について心配をする事項だろうというふうに思いますので、どう考えているかという部分をお聞きします。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 3点のご質問いただきました。1点目の修学旅行の宿泊についてでございますけれども、こちら、各学校での判断ということでその通りでございます。特に、学校の規模ですとか、それから宿泊場所等でそれぞれ状況が違いますので、十分な感染対策が取れるかどうかということ判断基準に、各学校の校長判断ということになってございます。

2点目の臨時休校のシミュレーションの中にあります、スクールバスの三角でございますけれども、こちらは市内に感染の状況が発生した中で、スクールバスの運行につきましては、特に、慎重を期して考える必要がございますので、地区によりまして、密な場合にはこれはスクールバスの運行は停止せざるをえません。その場合に、保護者の送迎が可能であれば、完全中止。保護者の送迎が無理な場合には、これは例えば、スクールバスの中に少人数の子供乗せて運行というのも状況によってはあるということで、ここでは、記載は三角ということで、あえて記載しているところでございます。

あと3点目の学校の中での感染予防対策でございますが、こちらは本当に多岐に渡るわけでございますけれども、基本的には、校内ではマスクの着用というのは、夏季についても、これは励行しているところでございますけれども、まずは通常ですと、子供たちは机を寄せ合って、そして対面をしながら話し合い活動を行うのが通常の学習活動でございますけれども、このようなかでございまして、まずは基本的には前を向いて隣の子供との席を離しながら、密を作らないということで、社会的な距離をできる限り取って活動するということが心がけてございますので、その中で、合唱であれば、多人数で一斉に歌うということは現在では避けております。この部分につきましては、少人数ごとに距離を取って歌うとか、あとは列ごとに歌うとか、様々、学校の環境に応じて活動しているところでございまして、調理実習についてもその通りでございます。密な状況がどうしても防げない場合には、こちらは延期しているというのが現状でございます。以上でございます。

(小野寺議長) 高橋政一議員。

(高橋政一議員) 宿泊についてわかりました。それからスクールバスについても、今現在の状況でも、密にならないスクールバスもあれば、空いている席がないぐらいにスクールバスで登下校しているという部分もありますので、今言われたような形で、どうしても自家用車等で送れない場合への対応ができればいいのかなというふうに思いますので、3点目の、いわゆる密の予防なんですが、今、言われたことの他にもいっぱいあるわけではあります。ただ学校によっては生徒数の関係で、いわゆる、現在のままで、1.5や2メートルの間隔は教室内で取れるという部分もあるでしょうし、それから、大規模校によってはとてもそれは無理ですよというところも多分あるというふうに思いますけれども、そうなった時に、やっぱりそれは、その学校で何とかしなさいとかということじゃなくて、教育委員会がきちっと指導したり、それから、様々な必要な部分があれば、それを提供したりしながら、やはり、一番安心して学校生活を送れるようなそういう体制を作るべきだと思います。

教育委員会のことは教育委員会で、それから、学校で、この部分は学校でというふうに、きちっと分けながら確認をして、保護者が安心して子供たちを学校にやれるというような状況を作りたいのですが、それについて伺って終わります。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 議員ご指摘の通り、学校での感染予防対策は様々多岐にわたってございますので、やはり掘り所が必要となってございます。特に、文部科学省から学校の新しい生活様式という感染予防マニュアルが出たところでございまして、こちらの中身一つ一つについて、校長会議等で重要な部分を、確認し、共通理解を進めながら、今後の学習活動を進めて参りたいと思います。以上です。

(小野寺議長) 27番、及川善男議員。

(及川善男議員) 2点お伺いをいたします。まず1点は先ほど、7番委員が質問された生活保護

の関連でお伺いしますが、生活保護は従前ですと、車を持って守っていると駄目だとか、いわゆる親族の扶養確認とかいろいろ規制があったわけですが、今回はコロナ禍の中でそれらがかなり緩和されて、とにかく、仕事がなくなったり、大変な人は相談に来てくださいというのが国の方針だと思うんですが、その辺どのように徹底されているのかをお伺いします。先ほど、4月は47件、5月は29件っていう相談件数なそうですが、これは例年と比べて、特に前年と比べてどうなのか、そのような状況も含めてお伺いをします。

それから6月11日に、市のイベント方針について新たに公表されたわけですが、これは教育委員会の行事には適用される内容なのか、或いは教育委員会は全く別の基準で考えているのかお伺いをします。子供たちは中総体が開かれることになって大変喜んでいますが、その上で、特に保護者、3年生の保護者最後だっていうことで、中総体を観戦したいということであっても、奥州市の場合は3名までしか認めないという基準が示されて、いろいろ要望しても駄目だったという声があります。ただ仄聞しますと、一関市等は、その辺が緩和されて、きちっと保護者が管理できるのであれば、3年生の保護者の観戦を認めるというふうなことに変わってきたというような話もあって、昨日も実はある金融機関に行ったら、そこの支店長の子供が3年生で、バスケットの選手だっていうことで、何か保安要員だか補助要員に、そこの親御さんは3名の中に加わっているので行けるのだそうですが、やっぱりいろいろ不満が内在しているということですので、せっかく、中総体を開催できるということで、子供も喜んでいのであれば、もう少しその辺の配慮があっただろうかというふうにも思ったので、特にこれはね、インターネットで見られるわけですから、そうすると市の基準と違うのかってことになるので、その点明確にしたほうが良いのではないかと思います。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方からは生活保護に関連する部分の内容についてご答弁させていただきたいと思います。まず1点目の、厚労省等からの今回、コロナに影響しての取扱いの部分の内容についてでございますけども、先の一般質問等でも議員さんからいろいろご指摘をいただいた部分でもございますが、4月7日付けで、各都道府県、中核市の方に厚労省から、先ほど議員さんがお話ししたような、今回コロナ禍の関係で、その辺の運用について相談乗りやすい形の内容について配慮するよという形での通知を寄せられておまして、一応、当方の生活保護の担当等にも確認をしておりますが、これに準じた形で、この2か月間、相談等に当たってきたということのようでございます。

先ほど相談件数、お話をさせていただきましたが手元に、前年との比較という部分では、数字ちょっと無いんですけども、全体的なその担当からのお話としては、やはり増えているという状況、増える傾向にあるという状況のようでございます。その辺比較の数字については、これは後程、資料提供させていただければなというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

暮らし安心応援室の方で新規相談も受けて、生活自立支援ということで、困窮者の自立支援ということで受けていただいておりますけども、新規の相談件数、4月が51件、5月が41件で、これは昨年と比較して、4月は、昨年は12件が51件になっていきますし、5月が、27件が41件に増えてございますので、これは生活保護に準じるような状況の方々についてのご相談の部分が相当数という部分でございますので、トータルしますと、やはりその内容については増えている傾向かなというふうに捉えてございます。

いずれ実際にその生活保護の世帯数、或いは件数等については、増えているという状況ではありませんが、ここ2か月後3か月後ぐらいに、今のこの資金活用された支援者の皆さんとか、どういう状況になっているかという部分で、担当の方としては、若干その時期には増えてくるのではないかというような想定もしながら、社会福祉協議会等と連携をとりながら、フォローしていきたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) お尋ねいただきましたイベント等の対応方針、市の対応方針が学校にそのまま当てはまるかということでご質問でございますけれども、こちらの市の対応方針につきましては、まずは参考になるものとは捉えておりますけれども、学校ではあくまでも3密を回避

しながら、感染予防対策が十分に取れるかどうかということが、今後も一つの大きな判断基準になっていくかというふうに思います。

さらに、胆江地区で実施が決定になりました、つなげる体育大会についてでございますけれども、こちらは胆江地区の中学校の体育連盟が開催について判断したものではありませんけれども、内情を少しお聞きしましたところ、今回は通常開催と違って、会場を各学校施設での分散開催にしたということ。そして、蜜を避けるために、1度に集まる学校数については、最大3校程度というふうにしている関係上、試合に参加する顧問のみの大会運営というふうになってございます。仮に、3年生の保護者のみ参加というふうにした場合でも、かなりの人数となることが予想されて、保護者の入場資格を確認したり、対応したり、制御することがかなり難しく、最大限の感染症の予防対策を講じることが困難であるというふうに中学校の体育連盟では判断したというふうに聞いてございます。

加えて、会場となります駐車場の整理等場合によっては必要となってくることから、それなりの人員の配置もしなければならず、今回のような分散開催の中では、現実的に大変難しいという状況でございます。以上です。

(小野寺議長) 及川善男議員。

(及川善男議員) 生活保護については、申請すること、相談すること自体、足が重たくなるって内容なわけですので、国の方針では、例えば失業した人はもう躊躇をしないで相談に来てくださいとか、そういう水準で今、生活保護の取扱いはやられているわけですから、やっぱりこの制度が変わって緩和された、このことを周知するっていうのが私、大事なんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ、その点、考えて欲しいなというふうに思います。コロナによって自殺者が出るなどということにないように、私は万全を期すべきだというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

中総体については、学校の皆さん、或いは関係者の皆さんの判断はよくわかりますが、手が足りなければ、保護者に相談すれば対応できるわけですから、特に私はさっき言いましたように一関。他のところでやられているのに、胆江でやられてないっていうのは非常にまずいと思うんで、その辺の情報等を収集しながら、保護者の要望にも積極的にこたえる姿勢が必要なんではないかと思しますので、今日はこの場で即そうしますというふうにはならないと思しますので、20日が最初ですよ、ぜひ検討して欲しいと思います。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) 生活保護の運用の部分につきましては、今までもそうなんですけども、暮らし安心応援室等の生活困窮者自立支援機関等々、常に連携をしながら、その状況について役割分担をしながらやってきた経過もございまして、あとは社会福祉協議会の資金関係もございまして、その辺、連携を取りながら、相談に来られる方々への周知、或いは現在のそういう制度の少しハードルが低くなっている部分の内容についても情報共有しながら、周知に努めて、相談対応して参りたいというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) 中総体の関係ですけども、県の中体連が中心になって、そういった中で、各地区の対応については、その地区に委ねられたということ形になっております。胆江の中体連が、そういった中でいろいろ協議、検討した結果、今回のような開催につなげたということでありまして。保護者の方々の、そういった思いっていうのは、確かに重々わかります。ただ、中体連としては、最小限のリスクの中で、子供たちの成果の発表の場を、やはり何とかして、実現したいという中で、5月ですか、いろいろ話し合っ、こういった形であれば、感染症に対策ができるかという部分で、作り上げた大会であります。

保護者、要望された方の中には、伝え聞いたところですけども、1人や2人感染者出ても仕方ないんだとか、あるいはクラスターにはならないから大丈夫だとか、そういった発言もあったようなんですけども、その1人、2人が、やはり出はならないことでありまして、結果論かもしれませんが、開催すれば、無観客じゃない開催をして、ある程度対策を講じれば、感染が出る確率は現時点では高くないのかもしれませんが、ただ、1人でも2人でも、あ

るいは感染者が出る可能性がある、そういった部分があるとすれば、やはり今の中総体は、そういう強い意思を持って進めようとしておりますので、教育委員会としても、やはりこれを支持していきたいということでありませう。ご理解をいただきたいと思ひます。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番千葉敦です。6ページの観光関連ですか。10番の宿泊促進補助ですけれども、これで1人当たり1泊1,000円の補助ありますけれども、県では確か、市が2,000円以上補助すれば県がその半額、2,000円の場合は1,000円を県が市の補助に対してさらに補助するとか、県があったかと思うんですが、この1,000円では県の補助を受けられない、助成を受けられないと思うんですが、これを1,000円ではなく、2,000円あるいは、例えば4,000円とすれば、県は2,000円の上限で市町村に補助するという内容であったかと思ひますので、今後含めて検討すべきではないかなと思ひますがいかがでしょうか。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) お答えいたします。県の補助事業につきましては、県内の方、県内といひますかその自治体の中で、県内の方が宿泊されたら、2,000円ということでございます。ですから、花巻市等はそういったものを使って、花巻市民の方が泊まれたら、花巻市内の宿泊施設に泊まれたら、5,000円とか4,000円ありますよという形はいくつかの市町村でやっている部分もあります。

ただ、今回私たちがやったのは、いずれ市内の方が泊まるだけでは、元の状態には戻りにくいんです。いずれ、県外から来るお客様を迎え入れないと宿泊業は成り立っていかないと。そこで、今回お願いしませう岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合の奥州支部の方々ともお話しして、どんな形が一番いいんだということまでお話しさせていただいて、私どもが7月から始めますかっという話をしたところ、いや、まだ早いと。8月からやろうと。そして、県外のお客様に対してのサービスといった形でこういったものやっていた方がいいんじゃないかというところのお話までさせていただいて、今回、この補助事業を計画させていただきましたので、今は、まずは県外のお客様をより多く取り込めるために、1泊1,000円の助成で、お泊まりになる方の料金を減らした中で、新たな顧客の獲得に努めていくというような考えで進めて参りたいというように考えているところでございます。

(小野寺議長) 千葉敦議員。

(千葉敦議員) 確認ですが、市内の方が市内の宿泊施設に泊まった場合も出ますよね。それから、県内の方も出るんですよね。そして、県外も呼び込もうという、そういうすべてということではないんですよね、確認です。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 今回の私どもの宿泊促進事業補助金については、泊まった形にということで、県内、県外、市内ということの規制はございません。

(小野寺議長) 千葉敦議員

(千葉敦議員) これはこれとしてわかりましたけれども、先ほど最初に言ひましたように、県の助成に乗っかる形での、県が市の助成についてさらにその分を幾らか補助する、助成するという内容でありますので、そちらも検討すべきかと思ひますが、そちらも今後まだまだ間に合ひますので検討すべきかと思ひますが、いかがでしょうか。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) ご存知かと思ひますが、県の補助事業についても、最初の頃とどんどん内容が変わってきている部分がございます。そういった中において、そういうのも見定めながらやっていきたいと思ひているところでございます。それから、宿泊事業といったときには、県の宿泊事業については、なかなか温泉地域で一泊料金がなくて、お料理出してもらってという温泉でございます。市の宿泊施設の中で一番は、実は、ビジネスホテル的な飲食を伴わない宿泊所というのも多数ございます。そういったものも含めた中での検討をさせていただければと考えているところでございます。

(小野寺議長) 19番阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番阿部加代子です。何件かお伺いをします。まず前回の補正予算のところで、保育所等に空気清浄機の設置をされましたけれども、障がい児を預かっているデイサービス、放課後デイ等をちょっと何件かあたってみましたら、置いてない施設があったり、また部屋の大きさに1個合っているかどうかというのもちょっと確認ができないというようなところもあるようでしたので、ぜひ特にも子供さんの中でも弱い障がい児を対象とした施設、預かっているところに関しまして、空気清浄機の設置の考えがないのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、国の方からマスクが届き始めておりまして、そのマスクに関しましては市民の方から、大きさがやっぱりちっちゃいので、使わない、いらないというような声もあります。でも、もったいないので、捨てるのではなくて、どこかに寄付させていただきたいというような声もあります。社会福祉協議会さんの方で集めているということもあるんですけども、身近な地区センターとかで集められないのかという声もありますけれども、それらに関してご検討されたことがあるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、コロナの関係で、例えば本庁、支所、それから地区センター等が収容避難所とか、また、本庁におきましては、指令、拠点になる、何かあった時には、災害等あった時には拠点になるわけなんですけれども、そこでちょっと懸念されていますのが、トイレ等に本来はなるべく手を触れない、スイッチも自動で電気がつく、あと手洗いも回すのではなくて、自動で出るようにしていくというような方法が一番安全かなというふうに思いますけれども、それらの施設整備がちょっと遅れているのではないかというふうに思います。その辺、どのように考えられているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、先ほども話題になりました防災訓練がなくなったということなんですけども、コロナの関係で、ある程度マニュアル等作っておかなければならないのではないかというふうに思いますが、その辺のお考えお伺いしたいと思います。

あと、前回の全協でお話しておりましたが、支援策の一覧表にまとめていただくということは、どのように進んでいるのか、お伺いをします。結局、様々な支援策ありますけれども、議員でもなかなかすべてを把握しきれていないというようなことがありますので、市民の方は、どこにどういう支援があって、どこに相談に行けばいいのだというようなことがあると思いますので、ぜひ、事業者の方、個人はここですよというようなところの相談場所等、あと支援策を明記したものがあればいいかなと。ホームページ等には出ているんですけども、なかなか入っていくのも難しかったり、またそういう環境にない市民の方もいらっしゃるということもありますので、何か方策につきまして一覧表あればいいなというふうに思いますが、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、教育委員会のところで10ページのところなんですけども、学校給食のマスクの準備のところ、マスク持っていない子は、ハンカチやバンダナでっていうことなんですけども、本来、マスクを子どもたちは給食用に1枚ずつは持っているんですよ。でも、忘れたお子さんに対してはどうするのかと。学校に予備ないんですか。多分予備あったりすると思いますし、ご寄付でいただいた部分もあるかと思うんですけども。あと、子どもたち、なんか激しく引っ張ったりして、持っていったマスクを壊したりする場合もあるので、保護者の方で予備持たせているとは思いますが、持っていない子どもさんには、学校の方でもある程度、今マスクが出回っておりますので、ある程度準備をしておくべきだというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

あと、一覧表のところの支援策のところなんですけど、例えば持続化給付金をいただいた事業主さんは、NHKの受信料2か月免除になるんですよ。でもそれも申請しなければいけないと。NHKに改めて申請書を出すということになっていますし、あと税金関係も免除、猶予等になる可能性が出てきますので、関連付けて、こういう支援策まだまだありますよということももしっかりお示しをしないと、持続化給付金もらったけれども県の免除を受けてなかったとか、様々出てくると思いますので、そういう漏れがないようにしっかり支援していくということも大切かと思いますがいかがでしょうか。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方から、障がい児さん等を含めた施設への空気清浄機等への対応の部分の考え方等についてお答えをしたいと思います。この障がい者の施設等につきましては、今月の上旬になりますけれども、各11事業所だったとおもいますけれども、ちょっとその資料、今手元がないのであれですけども、アンケート調査をさせていただきました。実際にそういう空調あるなし含めて、更新の予定があるかとか、その辺も含めた内容で回答をいただいて、先週ぐらいで一応集約できる形で全事業所、おそらく来ているかなというふうに思います。いずれその内容を少し確認させていただきながら、なかなか単独事業の中で、そちらの支援という部分はちょっと難しい部分があるのかなという感じはしていますけれども、国の方からの交付金事業とか、第2弾、第3弾という形で来る可能性もありますし、担当とすれば、その際に備えるような形で少しその辺のデータ収集と準備の方、まずは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 国のマスクの配布の部分ですけれども、使わない方がいらっしゃるということで、地区センターなりで寄付を受けたいんじゃないかという部分につきましては、国の施策の部分ですので、皆さんに使っていただきたいという部分ではありますが、使わない部分につきましては、社会福祉協議会の方で寄付を受けておりますので、その部分でやっていきたいなというふうに考えております。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 避難所の対象となり得る本庁舎、市庁舎、それから地区センター、こういったところのトイレの蛇口の件で、自動にしようかというご提言だったかというふうにお聞きいたしました。ごもっともというふうに思います。担当の方とも前向きに検討してみたいというふうに思います。

(小野寺議長) 小野寺市民環境部長。

(小野寺市民環境部長) 私の方から避難所の運営マニュアルの件についてお答えをしたいと思います。この件に関しましては、一般質問でも市長答弁にございました通り、今回のコロナの感染対策を受けまして、新たな運営マニュアルを作成したところでございます。現段階におきましては、避難所運営班の職員に対しまして研修会を終えておりますとともに、あと一部、地区センター等の、避難所支援員の方々とも、そういったマニュアルの共通認識を図っているところでございます。

あと、これも臨時交付金を活用いたしまして、備品等の購入、今後も進めて参りますけれども、そういったものがそろった段階で、やはり現場の方で、避難所ですけども、そちらの方でどのように使うのか、そういったことが徹底した中で、そのマニュアルの共通認識を今後とも図って参りたいと、そういうふう計画しておるところでございます。以上です。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 支援策の一覧ですけれども、ホームページに、ちょっと遅れましたけれども、昨日、新たな形で、ホームページのトップページからスクロールに大きく一番上に感染情報ありますね、そこ押すと、次に、その中に、下の方に基本情報、先ほど議員さんがおっしゃったように、生活支援、個人、家族向けの生活支援、次に、経済支援事業者向け、そして、最初に基本情報、相談窓口、お願いなどと、というようなボタン式の囲いでありまして、わかりやすいように。そこをしていただくと、経済支援は経済支援で、全般それから経営支援、あるいは、雇用の維持、資金繰り等々、カテゴリーに分けて、ある程度見やすいように表示させていただいております生活性も相当通りでございます。そしてその事業の名称をまた青いところをクリックすると、外部リンクに入りますので、その外部リンクから専門的な、さらに詳しいものが出てきます。その詳しいところには当然関連情報もあるかと思っております。ただ、今お話したのは、パソコン、あるいはスマホを持っていらっしゃる方ということで持っていらっしゃる方にはということについては、これは検討させていただきたいと思っております。いずれ関連の紐づけについても、我々もちょっと勉強していないところ、あるいは気がついていないところもあ

りますので、これはいろいろ調べながら、認識したところあるいは、しなければならないところはきちっと添付できるように検討はしてみたいと思います。

(小野寺議長) 佐藤学校教育課長。

(佐藤学校教育課長) 学校のマスクの備蓄についてのお尋ねでございました。学校給食の時に、マスクが準備できない場合、ハンカチやマスクの代用というこの部分につきましては、これ過去に市内どこに行ってもマスクが手に入らなくなった時期の対応ということで、4月中旬頃にこのように対応したということでございます。

現在の状況ですけれども、寄付が増えてきていること、それから市内の量販店でマスクが比較的出回り始めたこと、そして手づくりマスクも親御さんの中で定着していることから、かなりマスクとしては、確保の見通しが立っているところでございまして、学校のマスクの備蓄もある状況でございます。これを忘れた子どもに対しては使わせるということで、それぞれの各学校で対応しておりますけれども、若干留意しているところは、忘れた場合は、学校で貸しますよというところまでは、発信していないというのが現状でございます。もしこれ発信しますと、あえて持ってこないというような子どもが出ることも考えられますので、予備を含めて各家庭での準備をお願いしますという呼びかけについては、今後も学校で継続しているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 1点聞くのを忘れておりました。PCR検査なんですけれども、一人暮らしの方は、このドライブスルーの場所までどうやっていくんだというような声があります。その方法につきましては、どのように対応されるのかお伺いをしたいというふうに思います。沿岸の方でそういう声がありまして、冠婚葬祭の関係で都会の方々とお会いし、そのあと高熱が出てしまったと。でも、一人暮らしでタクシーを呼ぶわけにもいかなく、親戚を呼ぶわけにいかなくて、どうしたらいいんだという事例があったようですので、奥州市の場合、どのようにされるのかお伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 足がないってというか、交通手段がない高齢者の部分ですけれども、そういった発熱が出た場合に、相談していただくのが奥州保健所でございます。奥州保健所の方で、県の方でそういった方の対応をするということをおっしゃっていますので、奥州保健所の方で対応されているものと考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。それでは本日の説明事項は以上とさせていただきます。暫時休憩します。

4 その他 (略)

5 閉会 (略)

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

1 経過報告（令和2年5月21日開催 全員協議会以降）

<対策本部>

5月27日（水） 第14回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

6月11日（木） 第15回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<要望事項等>

5月22日（金） 日本労働組合総連合会岩手県連合会胆江地域協議会より要望書受理

5月22日（金） 社会民主党岩手県連合奥州支部より要望書受理

5月26日（火） 岩手県タクシー協会胆江支部他4団体より要望書受理

<発熱外来診療所>

6月4日（木） 奥州金ヶ崎発熱外来診療所診療日（1日目）

6月9日（火） 奥州金ヶ崎発熱外来診療所診療日（2日目）

6月11日（木） 奥州金ヶ崎発熱外来診療所診療日（3日目）

6月16日（火） 奥州金ヶ崎発熱外来診療所診療日（4日目）

2 対策本部会議の開催状況（令和2年5月21日開催 全員協議会以降）

(1) 第14回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（5月27日）

<主な決定事項等>

- ・奥州市総合体育館、江刺中央体育館、前沢グリーンアリーナ、えさしクリーンパークのトレーニングルームの使用を6/1から再開することを決定した。
- ・奥州金ヶ崎発熱外来診療所の概要及び受診フローについて説明があった。
- ・生活支援部会より特別定額給付金の申請・給付状況について報告があった。
- ・5/22、26に受理した要望及び要請事項について情報共有を図った。
- ・イベント等の対応方針について、国・県の方針と合わせて改訂を行った。
- ・5/25全都道府県で緊急事態宣言の解除に伴い、市長メッセージを発信した。

(2) 第15回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（6月11日）

<主な決定事項等>

- ・各地区戦没者追悼式、夏まつり等のイベント中止について情報共有を図った。
- ・家賃補助等の地域企業経営継続臨時支援等の事業が6/5から受付開始した。
- ・奥州金ヶ崎発熱外来診療所が6/4から診療開始した。
- ・生活支援部会より特別定額給付金の申請・給付状況及び生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）についての取扱い状況が報告された。
- ・経営支援部会より各種支援策の進捗状況について報告された。
- ・小中学校の臨時休業の判断基準、休業からの再開基準について情報提供があった。
- ・修学旅行の旅行先を車での移動時間を2時間程度の範囲として通知した。
- ・5/27に受理した要望及び要請事項について情報共有を図った。
- ・イベント等の対応方針について、国・県の方針と合わせて改訂を行った。
- ・県内の観光流動の促進や、社会経済活動の回復に向けた取組みを進めるなど、感染対策と社会経済活動の両立に取り組むことを、市長メッセージで発信した。

3 イベント等の対応方針の改訂について

令和2年6月11日
奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について (令和2年6月11日改訂)

市が主催又は共催するイベント等の対応方針について、次のとおり改訂する。

1 イベント等の開催について

- (1) イベント等の態様（屋内、屋外、規模等）に応じた適切な感染防止策を講じたうえで開催すること。
- (2) 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、原則として、中止又は延期すること。

2 開催に当たっての留意事項について

- (1) 次の基本的な感染防止策を講じること。
 - ・マスク着用や手指消毒など適切な感染防止策を講じること。
 - ・三つの密「密閉、密集、密接」の発生を回避すること。
 - ・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を回避すること。
- (2) 感染が発生した場合に参加者へ確実に連絡が取れるように、可能な限り参加者名簿を作成すること。
- (3) 屋内での開催は、参加者数の目安を次のとおりとすること。

期間	参加者数の目安
6月18日まで	収容人数の50%以内かつ100人以下
6月19日から7月9日まで	収容人数の50%以内かつ1,000人以下
7月10日から	収容人数の50%以内かつ5,000人以下
感染状況を見つつ8月1日(目途)から	収容人数の50%以内(人数の上限なし)

- (4) 屋外での開催は、参加者同士の距離を十分に確保（2メートル）し、参加者数の目安を次のとおりとすること。

期間	参加者数の目安
6月18日まで	200人以下
6月19日から7月9日まで	1,000人以下
7月10日から	5,000人以下
感染状況を見つつ8月1日(目途)から	上限なし

3 方針の適用期間等について

本対応方針は、令和2年6月11日から適用する。ただし、国内の感染者数の動向、岩手県内での感染者の発生状況等により、必要に応じて見直すものとする。

4 市以外の団体等が主催するイベント等について

- (1) 市が後援するイベント等については、この方針を遵守していただけるよう依頼する。
- (2) 関係機関及び団体に対し、この方針を周知する。

4 市長メッセージについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた

市長メッセージ

市民の皆さまには、新しい生活様式の実践など、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

緊急事態宣言が解除されたことにより、行動の自粛や制限が段階的に緩和され、少しずつではありますが、かつての日常を取り戻しつつあるように感じられます。

市では、岩手県の方針に合わせて、県外への移動など外出の自粛要請はいたしません。6月18日までは北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への不要不急の移動は慎重に行うことをお願いいたします。

また、岩手県は県内の観光流動を促進するため「泊まるなら岩手の宿運動 泊まって、食べて地元を元気に応援キャンペーン」を6月1日から再開しており、6月19日からは県境を越えた観光振興も進めることとしています。市におきましても、感染対策を徹底したうえで観光施設などの利用をほぼ再開しており、県や関係団体と連携しながら社会経済活動の回復に向けた取組みを進めています。

自粛や制限が緩和される一方で、ピーク時と比べ数はかなり減少したものの、国内では未だに感染者や集団感染の発生が確認されており、新型コロナウイルスの脅威が完全になくなったわけではなく、再び感染が拡大することが懸念されています。

新型コロナウイルス感染症の第2波を起こさないため、また、万が一第2波が起こっても、その影響を最小限に抑えるためには、気を緩めることなく、こまめな手洗い、咳エチケットの徹底をはじめとする「新しい生活様式」の実践例に沿った行動が求められます。

市は、感染対策と社会経済活動を両立させるため、市民の皆さまと力を合わせて取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年6月11日

奥州市長 小沢 昌記

5 今後のスケジュール

次回の対策本部会議は、国・県の感染症対策の基本的対処方針の変更などの動きに合わせて開催する。

■ 特別定額給付金 申請・給付（振込）状況

申請書提出（6/12現在）		給付金振込状況（予定を含む）		
申請種別	件数	振込日	給付者数	給付額
オンライン申請	826件	5/19～6/2(6回)	94,980人	9,498,000千円
郵送申請	42,882件	6/4（木）	6,751人	675,100千円
窓口申請	1,557件	6/9（火）	5,162人	516,200千円
合計	45,265件	6/12（金）	3,035人	303,500千円
提出率	99.0%	6/16（火）	1,062人	106,200千円
※オンライン申請826件中、 有効申請767件 92.9% （重複等59件）		6/19（金）	727人	72,700千円
		合計	111,717人	11,171,700千円
		支給割合	96.9%	

※ 特別定額給付金 返戻郵便等処理状況 … 返戻総数：109件
 → 長寿社会課・包括支援センター(40件)、税務課(10件)に照会・判明・再送付
 → 残り59件については、継続調査中

■ 生活福祉資金（緊急小口資金／総合支援資金）取扱状況 ～6/14

[緊急小口資金] ※相談開始3/23

◇相談件数 220件（3月:7件 4月:110件 5月:74件 6月:29件）
 ◇貸付申請 103件（3月:2件 4月:47件 5月:36件 6月:18件）
 ◇貸付決定 100件（3月:2件 4月:47件 5月:36件 6月:15件）
 ⇒ 貸付決定前年同期（3～5月）比較 82件増（前年：申請、貸付2件）

[総合支援資金] ※期間：5/1～6/14

◇相談件数 10件（5月：10件 6月：0件）
 ◇貸付申請 6件（5月：5件 6月：1件）
 ◇貸付決定 6件（5月：5件 6月：1件）
 ⇒ 貸付決定前年同期比較 6件の増（R元年度同期間：実績なし）

■ 住居確保給付金（くらし安心応援室）取扱状況 ～6/14

◇相談件数 34件（4月：9件 5月：18件 6月：7件）
 ◇申請件数 11件（4月：1件 5月：7件 6月：3件）
 ◇支給決定件数 9件（4月：1件 5月：6件 6月：2件）
 ⇒ 支給決定件数：前年度は年間を通して2件

新型コロナウイルス感染症に係る支援策の進捗状況について（6月15日現在）

【商工観光部関係】

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
融資	1	奥州市中小企業融資	民間金融機関	中小企業で売り上げ前年比▲5% セーフティネット証明が必要 (市発行)	実質無利子。信用保証料金も全額補給。限度額：運転2,500万 設備併用3,750万	R2.4.28～県のコロナ感染症対策資金が軌道に乗るまで。 遅くとも1週間程度で融資可能。 ●申請56件、決定56件、融資実行額796,540千円	30,000
	2	小口融資制度	商工会議所、 商工会	中小企業者	相談すれば翌日には借り入れできる制度。利息無料。利息については市の補助金を活用して負担。限度額100万又は30万	5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金交付契約済。事業実施中。	1,000
雇用	3	雇用調整事業補助	市	雇用調整助成金申請認定企業	企業が負担した6%分の支払いを支援する予定であったが、今回国が10分の10を助成することにしたことから廃案。	廃案	20,000
給付	4	休業協力対象 外事業者支援 給付金	商業観光課	県の休業要請の対象となっていない飲食店で50%以上の減収があった事業者	1店舗当たり給付金10万円を支給	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。	50,000
	5	宿泊事業維持 臨時給付金	商業観光課	市内宿泊事業者（性風俗関連施設を除く）で50%以上の減収があった事業者	1.3万円に収容人員を乗じて得た額を給付	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。	15,000
家賃	6	地域企業経営 継続臨時支援 補助金（家賃 補助）	商業観光課	小売業、飲食業、宿泊業、 サービス業で1月当たりの売り上げが20%以上減少した 中小企業者。	【家賃の半額を3か月助成する】50%以上減少した事業者は 限度額1月当たり10万円。20%以上50%未満減少した事業者 は限度額1月当たり5万円。	6月5日から受付開始。 ●申請26件	140,544
		地域企業経営 継続臨時支援 補助金（償還 金補助）			【自己所有物件の場合、建物や土地のローンがあるときには、 ローン支払い額に店舗面積の割合を乗じた額の半額を3 か月分補助する。】限度額1月当たり5万円	6月5日から受付開始。 ●申請1件	
新規・ 拡充	7	地域企業事業 改革臨時支援 補助	商業観光課	中小企業者	新規事業や新たなサービス、事業拡大を行うことに対する支援。 50万円を限度に費用の2分の1を補助。（例）タクシー会社の 宅配サービス、酒造会社の消毒液製造など	6月5日から受付開始。 ●申請0件	5,000
感染 対策	8	感染症対策支 援事業	商業観光課	飲食、宿泊、サービス業を営 む市内中小事業者	感染予防や3密対策のための改修や改善を行った事業者に対し、 費用の2分の1補助。限度額30万円。（例）飛沫感染防止のため の仕切りパネル設置や店内改装費用。密室状態を防ぐための換 気設備の設置など。マスクや薬剤などの消耗品は対象外。	交付要綱制定済み。6月15日から受付開始。	12,000

種別	No.	事業名	申請先	対象	内容	備考	予算 (千円)
その他	9	タクシー宅配 事業支援補助		胆江地区タクシー業協同組合	宅配タクシー料金の3kmまで900円、以降1kmごとに200円追加として実施する事業に対し、1回あたり400円を補助。 (400円×30回/日×120日)	6月1日胆江地区タクシー業協同組合と補助金交付契約済。 国の特例許可は9月までの予定であるため、9月までの支援とする。	1,440
	10	宿泊促進事業 補助		岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部	新たな顧客獲得に結び付けるため、1人1泊当たり1,000円を市施設を除く市内16の宿泊業施設へ補助。(1千円×5月×7,000人)	事業実施に向け、協議中。	35,000
	11	書類作成支援 事業		奥州商工会議所・前沢商工会	雇用調整助成金や持続化給付金などの書類作成を支援するための説明会や相談会などの開催経費を補助するもの。	5月12日、5月27日奥州商工会議所及び前沢商工会と補助金契約済。 補助金：奥州商工会議所1,600千円、前沢商工会400千円	2,000
	12	観光関連事業 者緊急支援事業		奥州市観光物産協会	コロナウイルス終息後の観光支援策を総合的に実施。(例)宣伝広告事業(事業者の活動を奥州FMや新聞でPR)、宿泊促進事業(地場産品プレゼント)、飲食店誘客促進事業(共通チケット発行)タクシー観光支援事業(プレミアムタクシーの助成)	6月9日奥州市観光物産協会と補助金交付契約締結済。 6月15日から事業開始。	5,000

【農林部関係】

給付	1	和牛肥育経営 生産基盤支援 事業	農政課	奥州市内で奥州市産の素牛を 購入した和牛肥育農家 【事業主体：管内両JA】	和牛肥育農家の素牛導入に係る経費補助(素牛落札価格)の 2分の1以内の額。 上限：90千円/頭	6月10日に管内両JAと補助金交付に係る契約を締結済。 和牛肥育農家への第1回目の支払いを6月下旬に予定。	47,250
消費	2	学校給食地場 産牛肉利用拡 大事業		奥州市内 小・中学校	学校給食における「市産牛肉」の購入費補助。(2回)	6月19日に常盤小学校で1回目を実施予定。以降は、学校給食センターと実施日について調整中。年度内に各校で、2回実施予定。	5,100

商工業セーフティネットに係る融資及び信用保証の状況について（6月12日現在）

1 融資及び信用保証の状況

信用保証として、セーフティネット（以下「SN」）4号、5号及び危機関連保証が発動されている。

信用保証の認定件数は、6月12日現在で468件。実質無利子の制度融資の実行件数は、市中企が56件、約8億円、県・対応資金が123件、約22.5億円（5月末現在）となっている。

【6月12日現在】

	信用保証制度				制度融資（無利子）	
	SN4号 2/18～	SN5号 段階的に 業種拡大	危機関連 3/13～	計	県・対応資金 5/1～12/31	市中企 4/28～6/30
2月	0件	0件	----	0件	----	----
3月	0件	0件	0件	0件	----	----
4月	12件	8件	14件	34件	----	0件
5月	155件	64件	82件	301件	123件 2,247,321千円	38件 576,500千円
6/12	78件	27件	28件	133件		18件 220,040千円
計	245件	99件	124件	468件	123件 2,247,321千円	56件 796,540千円

2 市中企の利子補給額及び保証料補給額

6月12日現在での市中企（無利子）の利子補給（R2負担額）は約1,100万円。総額では約7,200万円。保証料補給は約2,600万円。実質無利子は、6/30までの運用としている。

種別	R2負担額	総額
利子補給	11,128,409円	71,776,133円
保証料	26,344,473円	----
計	37,472,882円	71,776,133円

【参考】県・対応資金及び市中企（無利子）の制度比較

項目	県・対応資金	市中企（無利子）
無利子要件	売上高 △5%	売上高 △5%
限度額（運転）	3,000万円（4,000万円予定）	2,500万円
据置	据置5年、貸付10年	据置1年、貸付7年

農林漁業セーフティネットに係る融資等の状況について(6月12日現在)

R2.6.12時点	うち正式申込 (件)	金額 (千円)	うち貸付決定 (件)	金額(千円)	うち実行(件) 金額(千円)	
					うち実行(件)	金額(千円)
大手通り支店	0	0	0	0	0	0
水沢中央支店	1	3,000	0	0	0	0
水沢南支店	1	3,000	1	3,000	1	3,000
前沢支店	5	28,800	2	9,000	2	9,000
胆沢支店	2	26,000	0	0	0	0
衣川支店	0	0	0	0	0	0
JAふるさと管内	9	60,800	3	12,000	3	12,000
JA江刺管内全体	0	0	0	0	0	0
計	9	60,800	3	12,000	3	12,000

相談1件

↓

【主営農類型】

肥育牛	9
-----	---

【主な資金用途】

肥育・繁殖農家	飼料代
---------	-----

令和2年度の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について
(令和2年6月11日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係り、4月2日（木）、3日（金）、8日（水）、16日20日（月）、21日（火）、24日（金）、5月11日（月）、**6月8日（月）**に市内小中学校及び保護者に対し、下記のこと留意して対応する旨の通知をしましたのでお知らせします。

記

1 再開に当たっての対応の基本

○学校における感染リスク等に備えるため、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける措置を講じながら、通常の教育活動を行う。

※3つの条件とは、①密閉空間 ②多くの人の密集 ③近距離での会話や発声

2 臨時休業等の措置について〔令和2年4月21日付け通知〕

○休業の判断をレベル1～6段階に分け、児童生徒・保護者・家族を含めた教職員等の学校関係者の感染が発生した場合は、奥州市医師会及び、奥州保健所の助言のもと、市内一斉臨時休業措置をとること。

3 学校における感染症対策

(1) 基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び体調の確認（必要に応じて保健室での実施）

イ 感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケットの徹底

ウ 抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の指導

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

イ 多くの児童生徒が手の届く距離に集まらないための配慮

ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ・飛沫感染等を防ぐため、授業中は基本的にマスクを着用させる。

エ ドアノブ、手すり、スイッチなどの消毒に次亜塩素酸ナトリウムが利用できる。

4 心のケアについて

○学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の心身の状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談を含めた教育相談を実施すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

○感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、海外や国内に旅行した者等に対する偏見や差別が生じないようにすること。

6 教育課程実施上の留意点

ア 4月末までは、令和2年3月16日付け奥教学第3276号通知のとおり進めること。
(始業式、入学式、部活動の実施)

イ 各学校の未履修の状況により、適切な措置を講ずること。

ウ 9月末までに予定している修学旅行の旅行先は、岩手県、青森県、秋田県、宮城県、山形県のうち、車で2時間程度の範囲とする。

※ 10月以降に予定している修学旅行については、実施2カ月前を目安にその時の状況を踏まえ、改めて通知する。

エ 運動会・体育祭は2学期以降の実施とする。(状況により中止の場合あり)

オ 授業参観・家庭訪問・PTA 関連行事等の実施は、校長判断とする。

7 出席停止等の扱いについて

ア 感染又は感染者との濃厚接触が明らかな場合
・「出席停止」とする。

イ 感染又は感染者との濃厚接触が明らかでなくても、慎重な対応が必要な場合
・自宅で休養するよう指導し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。

ウ 関東以外であっても、急激な感染拡大が憂慮される地域からの転入は十分な情報収集のうえ、心配な場合は、市教委に相談する。(令和2年4月2日付け奥教学第20号)

8 学校給食について

ア 体調・衛生的な服装・手指の確実な洗浄等を点検し、必要と思われる場合は給食当番を交代するなどの対応も想定する。

イ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの必要と思われる対応も考えられること。

ウ マスクが準備できない場合は、ハンカチやバンダナを代用することも考えられること。

9 健康診断について

○学校医等と連携をとりながら、6月30日までの実施が難しい場合でも、年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。

10 保護者への要請について

- ア 外出した後やトイレの後、食事の前後など、こまめにうがい・手洗いを実施。
- イ マスク入手が困難であることから、手作りマスクを作成し着用させること。
- ウ 屋内外を問わず、3つの条件が重なる場を絶対に避けること。
- エ 毎朝、自宅で検温し、発熱や風邪症状があれば自宅で休養させること。
- オ 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合や、強い倦怠感・呼吸困難がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

11 部活動について

- ア **部活動及び部活動を補完する活動は、「奥州市における部活動の在り方に関する方針」に則って活動できることとする。**
活動は20時を超えないこと。
- イ **県南・中部・沿岸南部の3つの教育事務所管内の中学校との合同練習や練習試合等を可とする。**
その際、参加するチームの規模、集まる学校数等を考慮し、生徒数が多くならないよう配慮すること。
- ウ **相手校、保護者とも共通理解を図り、感染症対策を確実に行うこと。**

12 プール開放について

夏休み等における学校プールの開放は行わないこととする。

13 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、国から出される通知等を踏まえて、変更する場合もあること。

「新型コロナウイルス感染症対策 (with/after)」に係る小・中学校の対応等について

1 with コロナ対応について

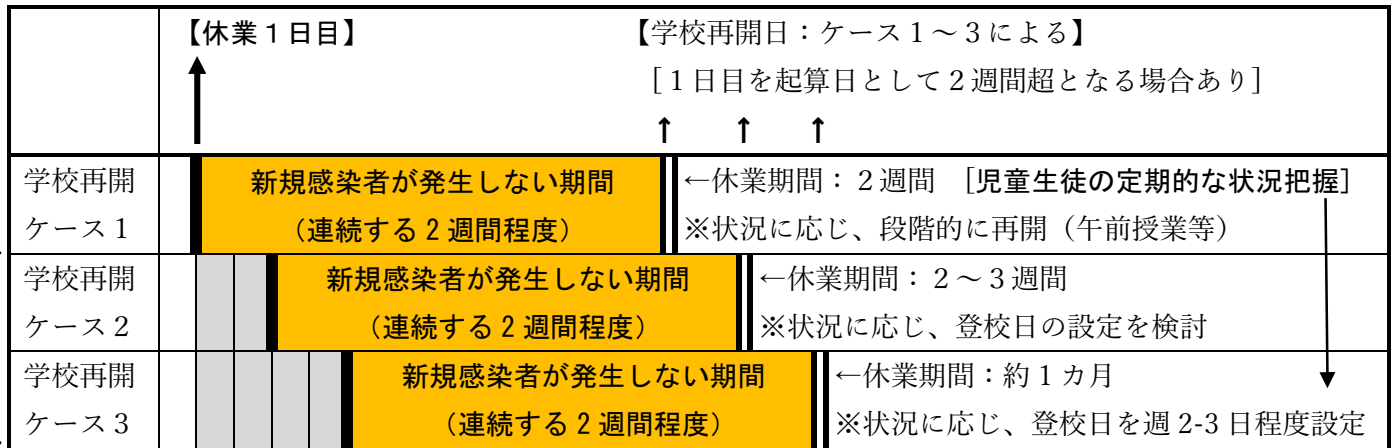
(1) 臨時休業の判断基準について ※目安であり、このとおりにならない場合あり

段 階	感染の状況	授業 休校準備	午前授業 (給食あり)	午前授業 (給食なし)	臨時休業 (規模や期間は 保健所の助言に より判断)	その他
レベル1	県内罹患 者1名	○				部活対外試合× 学校開放×
レベル2	県南地域 (中部地域含) 罹患1名		○			
レベル3	奥州市民 罹患1名		○	感染者数の推移による →		
レベル4	奥州市民 罹患複数			○	→	スクールバス△ 集団登下校×
レベル5	児童生徒・教職 員、その家族が 罹患				○	
レベル6	集団感染				○	集団感染か否かは 保健所の判断 △

(2) 臨時休業からの再開基準について ※目安であり、このとおりにならない場合あり

○ 中部地域を含む県南部において、新規感染者が2週間程度継続して発生しない場合。

(臨時休業の日に発生した患者を起点とする。) →最短で、2週間後から段階的に再開を予定。



◀ 細線は感染者が発生した日、太線は最後に感染者が発生した日、二重線は学校再開日を示す。 ▶

2 after コロナ対応について

上記1(2)ケース2・3の場合、学習機会を保障し授業進度を回復させるため、下記の対応策を検討する。

(1) 夏期休業及び冬季休業期間を短縮して授業日を増やす等の対応が考えられる。

(2) 休業日数をもとに土曜日を一定程度、授業日とする対応が考えられる。

※授業進度の回復方法等は、実際に臨時休業を行った場合に休業期間の長短により検討するもの。

また、2学期以降に延期された学校行事の実施について、各学校で必要に応じ再検討する。

○運動会・体育祭(検討内容例：時期、開催方法、行事の内容、感染症対策等)

○修学旅行(検討内容例：計画キャンセルの判断時期、宿泊先、旅行日程や内容、感染症対策等)

○学習発表会・文化祭(検討内容例：時期、開催方法、行事の内容、感染症対策等)

奥州金ヶ崎発熱外来診療所の状況について

1 診療状況について

診療日	
1日目	6月4日(木) 13:00~15:00
2日目	6月9日(火) 13:00~15:00
3日目	6月11日(木) 13:00~15:00
4日目	6月16日(火) 13:00~15:00

※PCR検査に関しては、唾液による検体採取方法を取入れ、民間の検査機関に委託し、翌日の夕方には検査結果が判明します。

2 運営委員会の設置について

(1) 設置目的

- ・診療所の適正な管理運営を図ることを目的に設置しました。

(2) 委員の構成(5名)

- ・会長：奥州市長 小沢 昌記
- ・副会長：金ヶ崎町長 高橋 由一
- ・委員：奥州医師会長 亀井 俊也
奥州医師会副会長 勝又宇一郎
奥州保健所長 仲本 光一

(3) 委員会の開催

- ・令和2年6月13日(土) 19:00~ 奥州市役所 市長応接室

(4) 協議内容

診療所の診療体制について

① 診療日の確認

- ・火、木が祝日の場合、休診とする。
- ・お盆8/13(木)は、開診とする。
- ・年末年始の診療については、国内・県内の新型コロナウイルス感染者の状況及びインフルエンザ等の流行状況により判断する。

② 診療日の増減要件

- ・県内のフェーズに変更があった場合に県の指導を得ながら、医師会等の関係機関との協議により決定する。

③ 休診の判断

- ・当日の正午までに予約者がいない場合は休診とし、医療従事者は参集しない。